

緊急参集チーム協議確認事項

- 1 今回の豚インフルエンザの海外における発生については、WHOが「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態に該当する」との認識を示しており、我が国としても警戒監視を強化すべき事態である。一方、国内での発生が確認されていないことも踏まえ、政府としては、当面、国際的な連携を密にし、情報収集を更に強化するとともに、国民に対する迅速かつ的確な情報提供に努める。また、今後の展開に備え、対応に万全を期していく。
- 2 政府としては、国民各位に対し、以上の状況を踏まえ、警戒を怠ることなく、かつ、冷静な対応を行うようお願いする。
- 3 在外邦人に対し、情報提供を含め、適切な支援を強化する。
- 4 水際対策を徹底するため、空港における広報活動を強化するとともに、検疫及び入国審査の強化等の措置を講じる。
- 5 国内での発生に備え、保健・医療関係者を始めとする全関係者間の情報共有に努める。